

広島県公安委員会告示第 100 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 12 月 8 日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
8P1010	告示の日 (平成 20 年 12 月 8 日) から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR 遠山の金さん NM	株式会社 大一商会 代表取締役 市原高明 (愛知県名古屋市中村区 鴨付町一丁目 22 番地)	左同
8P1037	同上	同上	CAR 遠山の金さん NS	同上	左同